

# 総務警察委員会記録

開催日時 令和3年3月10日(水) 13:03~14:48

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

岩田 国夫 委員長

藤野 良次 副委員長

西川 均 委員

松本 宗弘 委員

大国 正博 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

小林 照代 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山下 総務部長

杉中 危機管理監

前阪 南部東部振興監

奥田 会計局長

大橋 警察本部長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 議案の審査について

《令和3年度議案》

議第 19号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第 20号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第 22号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第 23号 奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例

議第 52号 関西広域連合の公平委員会の事務を県が受託することについて

議第 53号 包括外部監査契約の締結について

議第 56号 第2期奈良県国土強靱化地域計画の策定について

《令和2年度議案》

議第120号 権利の放棄について

議第122号 奈良県広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託の  
廃止について

報第36号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につい  
て

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会 所管分)

(2) その他

### <会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから総務警察委員会を開会いたします。

本日は、会計局長、会計局総務課長に出席していただいておりますので、ご了解願います。

本定例会においては、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5人に制限しています。本日、当委員会に対し、1人の方からの傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め5人を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

案件に入る前に、2月15日付の人事異動で理事者に異動がありましたので、警察本部長から紹介をお願いします。

○大橋警察本部長 私から、警察本部で異動がありました人を紹介させていただきます。

警務部長の山口です。

○山口警務部長 2月15日付で警務部長を拝命いたしました山口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○岩田委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議案の説明については、2月18日及び3月2日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、付託議案について質疑があれば、ご発言をお願いします。

なお、その他の事項については後ほどとなりますので、ご了承ください。

○小林（照）委員 議第20号知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の改正について、職員の給与減額を1年間延長するけれども、一般職の減額率ごとの対象人員はどのようになっているのでしょうか。また、全体として人件費はどの程度削減されるのでしょうか。

○中野人事課長 小林（照）委員から給与の特例減額について、2点お尋ねがありました。

まず1点目、令和2年の4月時点の職員の構成人数で申し上げますと、一般職の対象者数としては、減額率3%となる職員は77名、減額率2%となる職員は663名、また0.5%の減額率となる職員は55名となっています。これにより、令和3年度の一般職の人件費については、約1億3,000万円の節減になるものと見込んでいます。

○小林（照）委員 分かりました。質問ではないのですが、コロナ禍で大変過密な仕事に追われて、期末手当に続いて給与まで減額ということで、非常に追い打ちをかけるような減額であり、私は認められません。

次に、第2期奈良県国土強靱化地域計画について1点だけお聞きしたいと思います。

災害時の避難所の整備について、県有施設や民間施設の活用で十分な避難所数の確保に向けた支援を行うとされているのですが、県有施設、民間施設の活用の支援は、具体的にはどのような支援になるのでしょうか。

○中西知事公室次長（防災統括室長事務取扱）

避難所の指定は、災害対策基本法に基づき、地域の実情に応じて市町村が行うことになっています。避難所は災害時に想定される避難者数を基に、市町村において適切な数を指定しているものと認識しています。

その中で、新型コロナウイルス感染症対策の面から、避難所においても、いわゆる密の状態を生み出さないことが重要との課題が提起されています。国からも、避難所では世帯ごとの十分な距離を取るレイアウトが求められる旨の通知が示されており、避難所の収容人数が減少することが想定されますことから、昨年6月に県が市町村向けに作成した新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドラインにおいて、平時の事前準備として、第一に十分な避難所数の確保を提示しているところです。避難所が密集場所にな

るのを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設して、避難者が集中しないように努めることを求めました。具体的な施設の例として、学校や公民館の空き教室、国有施設、県有施設、旅館やホテル等の宿泊施設の活用を挙げています。県としては、市町村においてできるだけ多くの避難所を確保できるよう、適宜施設の情報を提供するなど、側面から支援をしていく考えです。

○小林（照）委員 これまでも度々報道されたりしていますけれども、コロナの感染拡大で密を避けるということで、一つの避難所に避難できる人員が、半分以下の状況になっているのが常態だと思います。

新型コロナウイルス感染症の時期でなくても日頃から地域でよく聞いているのですけれども、自分たちがここに避難するという避難所に、みんな行けるのだろうか。日常的にも不足だと思っているのです。その上に新型コロナウイルス感染症が出て、さらにその倍ぐらいの施設や避難するところが必要だという状況ではないかと思うのです。

今、県有施設で避難所として市町村に提供できる施設とか、避難地も考えないといけないのではないかと思うのですけれども、そういう施設が具体的に本当にあるのかどうか。積極的に県有施設を提供していくことになっているのかどうかということを危惧しているところですが、その状況とか、また民間施設で活用できる施設がどの程度あるのかは、もう既に調査されているのかをお尋ねします。

○中西知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 現在、避難所として指定されています県有施設が、県立学校を中心に17市町村、33か所あります。そのほか、新型コロナウイルス感染症の取組の一環として、防災統括室から各市町村に対して、指定避難所以外に災害時の避難所として活用可能な県有施設の施設管理者と具体的な施設利用方法等の協議をお願いする旨を通知しており、実際に活用可能な県有施設のリストを市町村にお配りしています。既にもう一部の市町村では、具体的な施設利用について協議していると聞いています。

また、民間の宿泊施設について、市町村、県の旅館・ホテル生活衛生同業組合双方にも、いざというときの避難所としての利用について協議するように、お願いしているところです。

○小林（照）委員 民間施設の問題でいいますと、都市部ではかなり収容できるホテルなどがあるのですけれども、町村部に行きましたら、民間施設でそういった施設は少ないということもあるのではないかと思うのです。その辺を県としても見ていただいて、どこの

市町村で本当に足りない状況か、大変苦慮している状況かとか、そういうこともぜひ把握していただいて、具体的に県有施設で、こういうところが利用できるということを県からも情報提供を繰り返し行っていただきたいと思います。これは意見です。

○岩田委員長 ほかに質疑がなければ、付託議案の質疑は終わりますが、よろしいですか。

それでは、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○小林（照）委員 議第20号については、反対をいたします。

○岩田委員長 ほかの委員はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、令和3年度議案議第20号については、小林（照）委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

令和3年度議案、議第20号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席ください。起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。令和3年度議案、議第19号、議第22号、議第23号、議第52号、議第53号及び議第56号並びに令和2年度議案、議第120号及び議第122号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、本案はいずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第36号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

なお、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

前阪南部東部振興監から（仮称）奈良県南部・東部振興基本計画（案）について、杉中危機管理監から奈良県業務継続計画改定（案）の概要ほか2件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

なお、理事者におかれましては、着席にてご報告をお願いします。

○前阪南部東部振興監 私からは、（仮称）奈良県南部・東部振興基本計画（案）について、内容をご報告させていただきます。

資料1-1について、概要を報告させていただきます。資料の1-2は、南部・東部振興基本計画案の本編でして、資料1-3は、南部・東部地域振興のための拠点プロジェクト一覧表となっております。現在取りまとめ中ですので、基本計画策定後にまた明らかにさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-1、第1章、計画の策定にあたってでは、策定の趣旨と目指す姿、計画の対象地域、期間、構成を記載しています。

策定の趣旨としては、急激な人口減少が進む中、森林と水を守りつつ、人と経済の循環を高め、持続可能な地域社会を形成していくことが重要であるとの認識の下、「奈良新『都』づくり戦略」を踏まえ、南部・東部地域において、それぞれの『都』づくりを県・市町村・民間が連携・協働して進めることで「誇らしい『都』」をつくることを、目指す姿としています。

計画案の対象地域は、現在と同じ、南部・東部の19市町村、計画の期間は令和3年度から7年度までの5年間としています。

続いて、第2章、南部・東部地域の現状と課題では、地勢、人口推移、観光・宿泊、産業・就業者、暮らしの現状について、概要を整理しています。依然として大変厳しい状況にあるのが分かったところです。

このような状況を踏まえ、対応すべき課題として、人口では減少抑制、そのための働く場づくり、特に若者をターゲットにした働く場づくりが重要であると考えています。そのほか、全体的な考え方として、移住施策ももちろん重要ですが、南部・東部地域で暮らす魅力を高めるような取組をしっかりと進めていきたいと考えています。

続いて2ページ目の、第3章、策定にあたっての基本的な考え方ですが 重点目標として、南部・東部地域において住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やし、人口減少を食い止めることにより、地域の持続的発展を図ることとしてい

ます。また、この目標を達成するための指標について、KGIを1つと、KPIを3つ、目標数値を記載のとおり定めています。

次に、今回の計画案では、住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり、訪れてみたいくなる地域づくり、力強い市町村づくり、この3つを戦略の3本柱とするとともに、拠点の形成と人材の育成・確保を目標実現させるための新たな戦術としています。

拠点の形成では、まずテーマを決めまして、次に拠点を形成し、そして拠点を結節するという手順で取組を進め、人材の育成・確保では、南部・東部地域で育った人材が引き続き地域内で活躍してもらえよう取組を進めたいと考えています。

最後3ページに、基本計画案の施策体系図を記載しています。簡単にご説明申し上げます。

[1]の住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくりの、働きやすくするでは、企業誘致、起業・創業支援、地域産業の振興などを通じた地域経済の活性化や、食・農・畜産・水産業の振興、森林環境管理制度の推進や林業の振興に取り組みます。

暮らしやすくするでは、福祉・医療の充実や、教育・子育て環境の充実に加え、暮らしに関わりの深い道路インフラ等の整備促進に取り組みます。いざというときに備えるという項目では、紀伊半島大水害をはじめとする過去の災害からの教訓を踏まえ、防災・減災対策の推進に取り組んでまいります。

次に、訪れてみたいくなる地域づくりのうち、魅力を知ってもらうでは、魅力の創出や情報発信の強化、美しい景観づくりの推進に取り組むほか、魅力を体験してもらうでは、滞在型・宿泊型観光の推進や、地域の魅力を活かした文化・スポーツイベント等の実施を、移り住んでもらうでは、市町村等と連携した移住・定住支援や、特に若者をターゲットとした移住・定住施策の推進に取り組んでまいります。

最後に、力強い市町村づくりでは、今回の計画において新たに設けたものですが、**「奈良モデル」**の実行をはじめ、様々な分野において市町村との連携や協働の取組をより積極的に進めることにより、人口減少や産業の低迷に直面している市町村の行政運営が少しでも改善するように支援をしてまいりたいと考えています。

**○杉中危機管理監** 私からは、奈良県業務継続計画の改定（案）等について、3件ご報告いたします。

まず、資料2の奈良県業務継続計画改定（案）の概要です。

1の業務継続計画、BCPと呼ばれることが多いですけれども——この計画の目的は、

大規模災害などの危機事象が発生したときに、優先的に実施すべき業務や執行体制をあらかじめ整理しておくことにより、非常時における業務遂行を円滑に行えるように備えるというものです。

その内容ですが、災害発生時には、使用可能なインフラや職員のマンパワーが通常時と同様には確保できないことが想定されます。県庁のあらゆる業務について、非常時優先業務と休止する業務に仕分を行い、業務ごとに危機事象発生後の業務レベルや回復目標時間などを整理しています。平常時からあらかじめ業務を整理しておくことにより、早期に業務レベルの回復を図り、適切な業務の執行に資するものです。

奈良県では、5年前の平成28年3月に「震災編」と「新型インフルエンザ等対策編」を策定いたしました。その後の状況や業務内容の変化を反映して、今般見直しを行ったものです。

下段の2、計画の構成ですが、被害想定を基に非常時の優先業務を仕分し、実施体制や執務環境の確保について整理しています。

続いて、資料の3、改定のポイントについてご説明します。

計画策定から5年が経過したこと、その間、全国各地において自然災害が毎年のように発生し、年々激甚化、頻発化していること、さらには今年度の本県では大幅な組織改正があったことを受けまして、近年の他府県における災害事例の教訓と、令和2年3月に行いました奈良県地域防災計画の改定等を踏まえ、このたび「震災編」について、次の項目について改定を行ったものです。

まず、これまでは大規模地震のみを対象に「震災編」として想定しておりましたが、水害や土砂災害の発生時にも全庁的な対応を行えるよう、対象とする災害を自然災害全般に拡大し、「大規模災害編」と改めました。また、これまでは本庁の業務のみを対象としておりましたが、対象範囲を拡大して、出先機関や議会事務局、行政委員会等も含めた計画としています。さらに、本庁舎の機能が停止し、災害対策本部機能を移さざるを得なくなった場合に、代替施設をあらかじめ特定することとしました。具体的には、耐震性を有し、防災行政通信ネットワークも備える橿原総合庁舎、または郡山総合庁舎を代替施設とする旨を規定いたしました。

以上が今回の改定の概要です。今後も状況の変化に応じて見直しを行っていきたいと考えています。

次に、資料3、大規模広域防災拠点の検討状況についてご報告します。

まず、1の大規模広域防災拠点の整備についてですが、五條市に整備を計画しています大規模広域防災拠点を、国の南海トラフ地震に関する計画に位置づけるとともに、その整備に係る費用に交付税措置のある有利な財源の緊急防災・減災事業債を充当することを考えておりまして、大規模広域防災拠点整備基本計画の検討を行っているところです。

次に、奈良県広域防災に関する懇談会の開催についてです。

大規模広域防災拠点整備基本計画を検討するに当たり、有識者等の助言を頂く場として奈良県広域防災に関する懇談会を立ち上げました。令和3年1月27日に5名の有識者の委員の皆様及び国の南海トラフの計画を所管する内閣府からも防災担当の参事官にオブザーバーとして参加いただき、知事も参加の上、第1回目の会議をウェブにより開催しています。

3に、そこで委員等に頂きましたご意見を記載しています。懇談会の中で、五條市という立地は、紀伊半島の付け根に当たる位置であり、主要な道路についてのアクセス面から非常に良好な立地であるとのご意見がありました。また、運用については、臨時の医療拠点としての活用や、2,000メートル級の滑走路があることで広域支援の受皿としての活用が期待できるなどの意見を頂戴しています。そのほかには、国の施策や近隣府県との連携を検討するとともに、大規模広域防災拠点へのアクセス道路の強靱化が必要であるなどの意見を頂きました。また、オブザーバーとして参加いただきました内閣府の参事官からは、紀伊半島をカバーする大規模な広域防災拠点が国の計画にはないのが事実であり、整備されることを歓迎する旨と、今後の検討に当たり必要な助言を頂ける旨の発言を頂きました。

今後、この懇談会での意見を踏まえて、夏頃までに防災拠点に必要な機能等に関する大規模広域防災拠点整備基本計画を策定するよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、資料4、「第11次奈良県交通安全計画」の策定についてご説明します。

上段1、奈良県交通安全計画の概要と、11次計画の策定は、交通安全対策基本法に基づき、国の交通安全基本計画と連動して、昭和46年以降、10次にわたって策定されてきた5か年の計画です。その内容は、県内の交通安全に関する総合的かつ長期的な方針を定めるものとなっています。

第11次計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。令和2年11月に国の第11次交通安全基本計画の中間案が公表されました。それを受けて、現在第1

1次奈良県交通安全計画の策定に取り組んでいるところです。

今後のスケジュールですが、国の計画が本年3月に決定される見込みであることから、奈良県においても関係機関と共に検討を行い、パブリックコメントを実施した上で、本年7月頃をめどに計画を策定したいと考えています。

中段の2では、第10次奈良県交通安全計画の実施結果を記載しています。平成28年度から令和2年度までの現計画で、令和2年までに死者数を25人以下にするとしていたところ、令和2年中、これは暦年ですが、死者が25人で、おおむね目標を達成することができました。

下段3では、交通事故死者や重傷者の状況と全国比較などの交通事故の状況を記載しています。全国、奈良県共に減少傾向にあります。

2枚目の4では、次期計画に向けたポイントとして、高齢者の安全対策、子どもの安全対策、歩行者・自転車の安全対策を掲げ、その現状や課題について示しています。

次に、国の第11次交通安全基本計画の中間案の概要です。第10次計画からの変更点として、計画の基本理念として示されているもののうち、上から3番目の項目に、高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築が追加されています。今後、この中間案を基に、奈良県の交通事故や交通環境等に照らし合わせて計画を策定してまいりたいと考えています。

**○岩田委員長** ただいまの報告、またその他の事項も含めまして、質問があればご発言お願いします。

**○清水委員** まず、本定例県議会で退職される幹部の皆さん、本当にありがとうございます。

昨日の朝、西名阪自動車道で交通事故がありました。非常に長い時間影響があつて、朝、自宅から県庁に来るのに1時間半かかりました。通常、西名阪自動車道を使いますと40分で来られるのです。ところが、帰りは2時間半かかって、実に4時間、車の中でいろいろな考え事ができたわけです。先ほど説明していただいた国土強靱化、奈良県の県土強靱化のために、西名阪自動車道一本では西向きの道路が非常に心もとない、東西、南北の連携を一刻も早く取らないといけないと、実感したわけです。このことは別の部局になりますけれども、ぜひとも県庁を挙げて取組をしていただきたいと思います。

では、先ほど説明していただきました防災・減災の件も含めて、主に4問、質問させていただきます。

まず、大規模広域防災拠点整備事業についてですが、私はせんだって、昨年度の基本構想について開示請求させていただきました。その中でいろいろなこととお聞きしたかったのですが、今回の代表質問、あるいは一般質問で、今後の見通し、予算編成上の留意点については関係省庁と協議されて、よい感触であると、今後についても引き続いて財源確保に向けて頑張りますと知事が答弁されておりました。その点については質問から除外させていただきます。

事務局、資料を配ってください。

先ほどご紹介しました、昨年度に提出されました基本構想の中から、気になる部分をコピーを取らせていただいて、今皆さんにお配りをさせていただきました。概算事業費については、4ページ目に記載されており、第1期については5億6,684万2,000円、第2期が176億円余、第3期が429億円余と記載されています。

3ページの6-64の真ん中辺りを見ていただきますと、第3期整備に至るまで、その他の場外からの搬入土量は地山土量で545万立方メートルとなり、仮に土工事に要する時間を10年と仮定した場合であっても、時間当たり交通量は片側で66.7台、双方向にすると133.4台となり、適切な土砂運搬方法の検討が大きな課題であると、記載されています。仮に10年とした場合でも、これだけの時間が必要です。今、天辻峠、あるいは京奈和自動車道の大和北道路、これらについては同じ県内の県発注工事ですので流用が確定しているのですが、それ以外の土量についても質問させていただき、リニア新幹線から発生する土砂、それから河川堆積土砂、その他の公共事業を含めてと知事からのご答弁があったと思います。この10年の間に、それらの事業が終わるとは到底思えません。私自身は、一刻も早く本事業を完成させるためには、せめて、この600メートル級の滑走路を造るために必要な280万立方メートル、この部分については事業箇所の近くから調達すべきではないのか。そうしないと、とてもじゃないですけども事業が早い時期に完成しないと考えます。

技術的なことなので、これから先、検討される課題の一番メインの部分だと思いますけれども、現在の基本構想、それと基本計画に今度移っていきますので、基本計画の中で、それらについても検討される見込みがあるのかを、まずはお聞かせください。

○鳥居知事公室次長 清水委員お述べのように、南海トラフ級の巨大地震の切迫性が指摘されている中で、防災拠点の効果を一刻も早く発現させるために、防災拠点の造成方法や必要な機能等を考慮して、段階的に整備を進めていきたいと考えています。

具体的に言いますと、知事答弁で申し上げているとおり、第1期としては、現場内の切土、盛土による造成が可能な5ヘクタール程度の広域防災拠点の整備を、第2期としては、600メートル級の滑走路を有する大規模広域防災拠点の整備を、そして最終第3期として、2,000メートル級滑走路を有する大規模防災拠点の整備を考えています。

ご指摘の盛土材の調達方法については、整備担当部局と十分調整を行い、県内の公共事業による発生土の利用等の手法について検討を行い、防災機能の早期効果発現に向け事業を進めてまいります。

**○清水委員** 先ほどご紹介しましたとおり、1時間に10トンのダンプが往復すると、100台通る計算になってしまう。これは、現状の基本構想は外部から持ってくるということをお前提にしていますので、それぐらいの時間がかかってしまう。土木工事の基本として、土を動かすのは、造成工事の場合でしたら、この計画区域内で切り盛りゼロというのが基本だと思いますが、今回の場合は、適地がそういう状況ではないことも理解をしていますので、いつ災害が起こるかも分からない、なおかつ、先ほど申しましたように奈良県の道路の脆弱性等々を考えますと、一刻も早く、この大規模防災拠点の整備ができる体制づくりがぜひとも大事だと思います。

これから先の検討になるとは思いますが、一つの方法としては、五條市内、団地の造成は既に終わっていますけれども、南部・東部の発展のことを考えれば、団地造成を改めて検討する、山一つ、二つを切って、切り盛り土の余ったものをそちらに持ってくるということも一つの手法だと思います。ですので、今後一つのことによりこだわらずに、柔軟に検討を加えていただきたいと思います。

先ほどご紹介いただいた奈良県南部・東部振興基本計画の中にも、地元で働く場所をつくらないといけないと書かれているわけです。そのために何をしないといけないのかと考えていくと、私自身は団地造成も一つの候補ではと思いますので、ぜひとも考慮していただき、今後ご検討していただきたいと思います。

では、基本的な話に戻りますが、まず第2期工事、600メートル級滑走路と前々から決められています。また、知事は自衛隊が有するC-2の輸送機が安全に降りられるよう、また発着陸できるように、2,000メートル級が望ましいと、令和元年12月から繰り返し申されています。それぞれの長さを決めた、基本的な根拠がどこにあるのかについて再度お伺いしたいと思います。

**○鳥居知事公室次長** まず600メートルの滑走路についてですが、第2期は第3期の過

渡期として、大規模防災拠点の機能を早期に発現させるために、大型の輸送ヘリコプターが複数機での輸送を行うことを想定した規模となっています。

それから、2,000メートルの根拠ですが、大規模災害発生時に固定翼航空機の果たす機能、輸送力を重視し、自衛隊の現行の輸送機であるC-2の発着可能な2,000メートル級の滑走路を第3期で整備したいと考えています。

○清水委員 前々から聞かせていただいているとおりでと思うのですが、まず、災害が発生したときに、奈良県、あるいは自衛隊に協力いただいて、この滑走路を使うと。この滑走路を使うに当たって、基本的には自衛隊のほうが兵たんも含め全てのことをやられると理解しているのですけれども、600メートルの滑走路にヘリコプターを複数機とおっしゃいましたけれども、例えばCH-47なら何機を目標にされているのか。かなり先の話になりますけれども、C-2の場合も複数機離発着するわけですけれども、それらについてもどのぐらいの機数を想定されているのか。この点について再度お伺いしたいと思います。

○鳥居知事公室次長 ヘリコプターの運用の機数ですが、現時点においては3機を想定しています。2,000メートル級の滑走路ですけれども、駐機スペースも想定し、計画を立てています。

○清水委員 今年、基本計画を細かくされると思いますので、その中で改めて詳細についてお伺いしたいと思います。一番メインとなる部分の工程表もついていますが、この工程表を見ていても、非常にアバウトでざっくりした感じなのです。その基本となっているのが、やっぱり土の問題です。これだけ多量の土を動かすことが全体工程の中で一番コントロールされてしまっている。第2期工事をできるだけ早くして、この大規模広域防災拠点の機能が速やかにできる、なおかつ懸案となっている消防学校についても、いつをめどにそこに新設できるのかも踏まえて、もう少し柔軟な検討を加えていただけるようお願いしておきます。

次に、消火活動におけるCAFS、圧縮空気の泡消火システムというものがあります。以前にも初期消火の話をさせていただきました。私は大規模な災害のことを念頭に置いているのですけれども、現状では3消防体制と、それぞれの地域消防で消防団の方々にいろいろな訓練をしていただいています。本当に感謝申し上げます。

そのような中で、消防団が初期消火に参加できない、何とか近所でも消したいというような事案が発生する可能性が非常に大きい気がします。特に奈良県は、山間とは違います

けれども、人口密集区域の中で木造化率が非常に高いエリアが結構あります。奈良市内もそうですし、私の地元の王寺町もそうですし、大和郡山市、その他、橿原市もそうです。そういうところには重要文化財や文化財の施設などもあるわけです。災害時に火が出たときに、すぐさま消したいのだけれども消す手だてがない。水道管は、当然遮断されてしまいますので圧力がかかりませんから、水による消火はほぼできない。そのようなときに、このC A F Sを、知人から紹介をしていただきました。非常に少ない水の量で、なおかつ可搬式です。30キログラムほどありますので、私の年齢になると無理ですけども、若い方なら30キログラムを担いで現場まで行くということも可能な設備なのですが、現在奈良県の消防でどの程度普及しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○大澤消防救急課長** ポータブルの個人携行型のC A F Sについては、圧縮空気と泡消火剤を使用して、泡状の消火剤を放出する機材ですが、これを使用しますと、消火栓からの水補給なしで消火活動を行うことができます。

本県においては、奈良市消防局が3台配備しています。車両の火災や文化財の消火に対応するために配備をしていると聞いています。また、県内3消防本部におきましては、C A F S機能を搭載したポンプ車両を配備していると聞いています。これによって効果的に消火活動を行う体制を取っているということです。

一方、県内の消防団においては、個人携行型のC A F Sの配備は実績がありません。機器として金額が高価ということもありまして、他の資機材を優先的に配備していく必要があるなど聞いており、主に費用対効果の観点から整備が進んでいないものかと考えられます。

**○清水委員** 私は、メーカーの回し者でも何でもないのですが、インターネットで調べても、いろいろな画像が出てきます。先例的な都市にあつては、その内容を消防局で実験して検証されているところもあります。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 各対策毎の概要の38番に、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策の項目が記載されているのですが、その中で、新しいものとしてこれを認めるとは、一言も書いていないのです。ところが、大規模災害が起きたときは、プロが来る前に地域消防団の方々が住民の皆さんを援護していただいているというのが実態なのです。

なおかつ、奈良県は国宝と国指定の重要文化財の数が1,327件あります。国宝の彫刻は136件で、全国1位です。世界遺産は、奈良県に3件あります。これらのことを考

えると、現状、総務省が補助対象のメニューから外しているかどうか分かりませんが、もう少し真剣になって、こういうものもあるので、補助のメニューに加えていただきたいという活動も、ぜひしていただきたいと思います。

ちなみに、もう1件だけ聞かせてください。近隣県で、このCAFSを保有している消防局、消防本部がどの程度あるのか。これは分かるでしょうか。

○大澤消防救急課長 すみませんが、近隣県までは承知はしておりませんが、京都市については確認させていただきました。京都市については、市消防局も消防団も装備を持っていないということでした。

○清水委員 実証実験のデータと、薬剤がひよっとすると文化財に対して悪い作用を起こす可能性もあると考えられるのかなという気はしなくもないですが、火事はまずは火を消すことが一番大事ですので、一刻も早く火を消せる体制、機材が必要だと思います。ぜひとも今後研究を重ねていただいて、総務省に足を運ばれたときに、こんなものはどうでしょうと。奈良県にはこれだけ文化財もあるのに、非常に心もとない。災害が近づいているのに、火を消す方法を、自主防災の皆さんもいろいろ頑張っているのに、それらの方々にも活用していただくためには、物がなければ何もなりませんので、研究していただきたいと思います。

もう1点は、財政重症警報が出された5市町への支援の問題です。

今回も代表質問、あるいは一般質問で2人の議員から、いろいろな質疑をされていました。その中で、公債費平準化のための既発債、既に発行した債券の繰上償還に要する費用、それらに対して無利子貸付け等を予定されているわけですが、逆に考えますと、この無利子貸付けに要する費用は幾らなのか、元金は分かりませんが、今、多分算定されていると思います。奈良県民が持っている財産を、財政状況が悪くなった団体にお貸しする。なおかつそれが無利子だと。本来であれば、そのお金を金融機関に預けておけば、非常に利率は安いですが、0.001%とか幾ばくかの利息が発生するわけです。その発生する利息も放棄して、どこかの市・町に無利子、無担保でお貸しをするということなのですが、県全体のことを考えると非常にバランスが悪いような気がします。

それぞれの市、町では、行財政の健全化に向けて、普段から考えて、あらゆる努力をされているはずですが。市・町が努力されているのは、当たり前のお話です。私はこの5市町が、抜かっていたとか、そういう意味で言っているのではないので、誤解しないでいただきたいのですが、必死になって考えたけれども駄目だった、結果としてできなかった。でも、

その幾ばくかのお金を放棄する、これに対して奈良県民の皆さんが理解を示していただけるかどうかというところが、気になりますので、その点については基本的なお考えがどうあるのか、お答えいただきたいと思います。

**○森本市町村振興課長** 本県の市町村の財政状況は、経常収支比率が高く、全国最低レベルの非常に厳しい状況です。そこで、昨年、令和元年度の決算状況の公表時に、清水委員お述べのように、特に緊急に改善を要する財政状況にある5つの市・町に対して重症警報を発令し、それぞれの団体の課題を抽出した財政カルテというものを作り、今後、県との間で合同勉強会を行って財政健全化に向けた取組を進めていただく予定にしています。

作りました財政カルテによると、5つの市・町がこのような財政状況に至った大きな要因の一つに、公債費の負担が大きいことが挙げられます。これは、過去の建設事業等の投資が過大であったためと考えられ、一概に今の団体を責めるわけにはいかないかなと考えているところです。

このように、団体を限定した財政支援については過去に実績があり、平成21年度から23年度にかけ、当時、財政健全化法に基づく早期健全化団体であった御所市と上牧町に対して、国が実施した保証金免除繰上償還のための無利子貸付けを実施した事例があります。加えて、今般の財政支援では、重症警報団体が経常収支比率を5年間で5ポイント以上改善するという財政健全化計画を策定し、さらに市町村議会の承認や計画の公表等、一定の手続を経た団体に限定して行う予定にしています。全国最低レベルの財政状況にある県内市町村の中でも、特に危機的な状況にある市町村が自ら財政健全化を図るための後押しとしていきたいと思っていますので、重症警報団体に限った支援についてご理解を賜りたいと考えています。

**○清水委員** 奈良県のホームページに令和2年11月にアップされていたと思うのですが、その中で、今、森本市町村振興課長からご答弁いただきましたけれども、公債費についてのみ対象として、無利子、無利息でお貸しするということなのですか。私ももともと自治体出身ですので、それぞれの経常的な経費がどういうふうになっているのか、これから先の自治体経営をどういうふうにしなればいけないのか、当時もけんけんがくがく議論した経験を今でも覚えています。

記載されている内容を見れば分かりますが、この中でも特に、人件費が非常に高い自治体もあります。昔はわたりという制度があったと思うのですが、奈良県内の市町村でわたりを今でも採用しているところがあるのか、もう全て終わっているのか。その点について

お答えください。

○森本市町村振興課長 わたりの制度についてですが、平成30年時点で県内市町村のわたりの制度は全てなくなっていると把握しています。

○清水委員 わたりの制度自身、優秀な方を採用するために給与を高くしたい、そういう思いはあると思います。そのような中で、例えば給与を高くすると、特に先ほどのわたりの問題が一番私は問題だと思っているのですが、退職金にも影響します。なおかつ、市町村共済年金の算定根拠となるそれぞれの金額についても変わってくるわけです。あのとき、みんなが考えていた奈良県内の平均給与に戻すべきだったと反省されるかどうかは分かりませんが、心算として、私は当時、そういうことも踏まえて、それぞれの自治体の中で議論されていたと思うのです。ただ、結果そうならなかったことが今に至ってきているということも考えられますので、奈良県のその他の団体、あるいは県民の感情からすると、金額が少ないかどうかは別として、非常にお怒りだという気はします。

ただ、財政の悪いところを改善しないということはいけませんので、それらも踏まえて、ぜひとも市町村と勉強会をされるときにきつく指導していただきたい。指導するという言い方は語弊があるので、勉強していただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点は、令和2年3月11日の総務警察委員会で、当日の朝に西名阪自動車道法隆寺一郡山間で発生した逆走事案を小林（誠）委員が見たという話をしました。そのとき、道路管理者と適切に協議して対策を今後も進めていきますという答弁だったのですが、残念ながら今年の1月6日、大和郡山市池沢町の西名阪自動車道上り車線で、乗用車が逆走して軽乗用車と衝突。軽乗用車を運転されていた大阪府八尾市の30代の方がお亡くなりになっています。乗用車を運転されていたのが70代の斑鳩町の男性と報道がありました。その後の報道がありませんので、一体どういう原因でこういう逆走が発生したのか、今後において、逆走事案を解消できる方法を県警としてどういうふう考えているのか、その点についてお話しいただければと思います。

○山崎交通部長 高速道路の逆走については、現在も捜査中です。分かってきていることもありますけれども、確定できていないところもありますので、内容については控えさせていただきます。平成28年から令和2年までの過去5年の高速道路における逆走による交通事故の発生状況等についてですが、人身事故が2件、物損事故が1件あり、また、事故には至っていませんが逆走があったと認知した事案は、年間約4件あります。

逆走事案による事故の防止対策として、県警察では逆走車両の早期発見のために高速道

路上におけるパトロールを強化し、110番申告等があれば現場に急行するなど、事故の未然防止のための逆走車両の発見、確保に努めるほか、道路管理者と連携し、サービスエリアなどでポスターやマスメディアを通じた広報啓発活動やドライバーに対する交通安全教育を継続的に実施しているところです。

また、逆走情報等の情報共有を目的として、警察と道路管理者が定期的に会合を開催し、道路管理者には、高速道出口に逆走であることを知らせる大型看板の設置や、入り口には大型矢印の路面標示等、物理的かつ視覚に訴える対策を申し入れ、順次対策を行っていたなど取組を進めているところです。

今後も、道路管理者と連携し、高速道路における逆走事故防止対策を継続してまいります。

**○清水委員** 今回の事故の発生者は70代後半の男性と報道されています。昨年、小林（誠）議員が見かけた逆走事案ですが、当時、私も詳しい話は分からなかったもので、もう一度小林（誠）議員に確認をしましたところ、西名阪自動車道の郡山インターチェンジに天理方面向きの入り口があります。この合流するところから右にハンドルを切られたと。びっくりしますよね。普通ではなかなか考えられないのですが、運転されていたのがご高齢のご夫婦だったと伺いました。どうやって元に戻られたのか、分かりかねますけれども、事故にならなくて本当に良かったと思います。

ですので、先ほど山崎交通部長からご答弁いただいた路面標示をしても、事故防止はなかなか難しい気もします。夜間であればなおさらだと思います。県警でもデジタル化の取組、AIを使うとか、人によらない方法も一つですし、今も取り組んでいただいている高齢者の方の免許の返納制度の内容を市町村と共に考えていただいて、充実させていただくと、もう少し返納が早くなるのではという気もしますので、ぜひとも取組を進めていただきたいと思います。

もう1点、JR高田駅前に奈良県産業会館があります。その駐車場の使い方について、私は以前、ファシリティマネジメント室に聞かせていただいたと思うのですが、現状でもイベントがないときはがらがらの状態になっています。特にあの場所は商業区域に当たり、非常にもったいないです。何とかして奈良県の収入を少しでも上げようと思えば、もう少し考えようがあるのではないのかと思いますが、何かご検討されていることがありましたら、ファシリティなのかアセットなのか分かりませんが、ご答弁いただいたらと思います。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 清水委員お尋ねいただいたように、産業会館の前

の駐車場については、さほど使われていない現状だと私も認識しています。大和高田市で全体のまちづくりを考えていますので、その取組の中でどう使われるかについては、また今後検討したいと思っています。今のところ、特にお答えを持っておりません。

○清水委員 歳入確保は、総務部長も大変な話です。少しでも歳入をきっちり確保するためには、今の遊休資産を有効に使うことは当たり前のことなので、少しの間でも幾らか、もうけではなく歳入の確保ができることがあれば手がけようとするのが普通だと思いますので、今後とも研究を進めていただきたいと思います。総務部長、よろしく願いしておきます。

○大国委員 それでは、3点質問をさせていただきます。

最初に、これまで京都の亀岡、あるいは2019年の大津の園児の事故等により、子どもたちの通学路の安全対策が進んできているところです。通学路の安全対策に伴う交通安全施設の移設についてお尋ねしたいと思います。

現在、児童や園児の安全確保に向けて、通学路などの安全対策を全県下的に取り組んでいただいています。それに伴い、聞かせていただいていますのは、安全点検をする中で、今までなかなか分からなかったところが様々に分かってきたということです。例えば、交差点の真ん中に横断歩道があったり、もちろん様々な観点で、道路の周辺状況も踏まえた動線を考えられたのかなと思いますが、またあるところでは、道路の改良工事等が進んだ後で、横断歩道は移設されているが、信号機がそのままになっていたり、歩行者等にすれば分かりにくい状況の箇所もあるとお伺いしました。そういった横断歩道等の交通安全施設の移設が必要になる箇所は、今、県下でどれぐらいあり、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○山崎交通部長 通学路の安全対策に伴う交通安全施設の移設に関しては、最近では令和元年に大津市内で発生した、子どもが被害者となる重大な事故を契機に実施した緊急の合同点検において、横断歩道1か所の移設が必要と判断し、令和2年8月に対応を終えています。緊急点検以降においても、教育関係機関等と警察署が子どもの安全に関する協議を行い、問題が認められた箇所について適宜安全対策を実施しているところです。

そのような中で、令和3年1月に橿原市内2か所において道路環境の変化を受け、横断歩道と歩行者用信号灯機の移設が必要と判明し、LED化などの複合的な対策も含めて令和3年度中には移設を予定しています。

なお、交通安全施設の移設については、通学路に関するもののほか、道路改良に伴うも

のや関西電力等からの移設依頼に伴うものがあり、これらについても毎年対応しています。今後も児童や園児の安全の確保に向け、教育機関、道路管理者等との連携を図り、通学通園路の安全対策について適切に対応してまいりたいと思っています。

**○大国委員** 令和3年度で2か所ということでありました。

今後、県の来年度の新規予算の中にも通学通園路マップのデジタル化があります。こういったマップをデジタル化し、データ化をどんどん進めていくと、当然、今と同じようなケース、あるいは違ったケースが出てくることが予想されます。予算が伴うこともありますが、私はこの通学路等の安全対策というのは最優先課題だと感じています。毎年、警察署あるいは市町村教育委員会、道路管理者との合同点検にも取り組んでいただいていますけれども、今後、そういった交通安全施設の移設等、いろいろなケースが出てくるかと思っていますので、子どもの安全確保について最優先で取り組んでいただきますように、県と県警がしっかりと連携して取り組んでいただきますよう要望しておきます。

2つ目です。先ほども清水委員からもお話がありましたが、交通情報板の設置数についてお尋ねしたいと思います。

昨日、交通事故により西名阪自動車道が通行止めとなり、その影響で県下各地の道路が大渋滞となりました。我が会派においても会議ができない状況でした。

そういった大きな事故が発生した情報等を確認する手段として、主要幹線道路等に交通情報板が設置されていると承知していますけれども、その設置数はどのようになっているのか。例えば橿原方面から京奈和自動車道に乗る際に、適切な情報板で事故があったことが事前に分かれば、乗らなくて違う道を選んだという方の声も直接届いています。こういったことで、京奈和自動車道への進入の情報板等を含め、県内で今どれぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

**○山崎交通部長** 昨日、西名阪自動車道で事故があり、その影響で通行止め等ありました。交通情報板は、県内に56基あります。また、橿原方面からというお話でしたが、橿原北インターチェンジから京奈和自動車道を利用する車両に対しては、橿原市内、3か所、国道165号の曲川町、出合町、それから国道169号の久米町の3か所に情報板を設置し、情報提供しているところです。また、そのほかに国土交通省奈良国道事務所が橿原北インターチェンジのオンランプ手前に道路情報板を1基設置されています。ただ、故障しているものもありますので、今後対応していきたいと思っています。

**○大国委員** 56か所ということです。ご答弁にありましたが、中には日頃から何も表示

されていないものもあることも承知しています。また、今おっしゃいました、的確に効果的な場所についているかということを見ると、そもそもこの情報板の目的は、安全かつ円滑な交通を確保し、道路の効果的利用を図ることを目的として設置されています。したがって、先ほど申し上げたように、京奈和自動車道等、大変便利ですがけれども、乗ってしまえば何かあったときには降りられない。後続車がどんどん入ってくるということで、渋滞に拍車がかかる状況があります。

今、故障しているものもあるということですが、何基ぐらい故障しているのでしょうか。

○山崎交通部長 故障の数は、19基です。

○大国委員 56基あって19基が故障しているということですが。先ほど申し上げたように、県内の道路網が脆弱だということとともに、今の県政の中で京奈和自動車道、あるいは西名阪自動車道、様々な道路網の整備を進めていただいています。そういった中で、稼動していない、故障している情報板をどうするのかということと、先ほど申し上げたように、この情報板が本当に必要な場所にあるのかどうかということ、点検する必要があると。最適化をぜひともお願いしたいと思います。事故があった場合、そういう情報を的確にお知らせをすることによって、少しでも車を分散できるのではないかと考えていますので、ぜひともご検討のほどよろしくをお願いしたいと思います。

また、日頃、この情報板は県民に様々なメッセージを発信することができます。特に全国的にも話題になっています熊本県警察本部の、長い文字ではないですがけれども時節柄を入れた非常にインパクトのある掲示もあり、例えば、あおり運転に対する注意であったり、交通安全等のメッセージを伝える大きな手段として使っていただければと思います。この情報板については、折ごとに、こちらにも調査をしてまいりたいと思いますので、よろしくごお願い申し上げます。

最後に、奈良県が行っていますe-MATCH事業です。平成24年からだったと思いますけれども、救急医療管制システムがスタートいたしました。これは、いわゆる平成19年の妊婦搬送事案を受けて様々に検討されてきて、消防から病院、医療機関へ搬送を少しでもスムーズに、ということで、様々な情報が見える化をしたシステムですがけれども、傷病者の搬送、受入れに関する基準の円滑な運用を支援するためのICT、いわゆるiPadを活用したシステムをスタートしています。

今議会にも提出されています令和3年度予算、また昨年度もそうでしたけれども、このe-MATCHを利用して、病院と消防をいかにうまくマッチングさせるか、それに伴っ

て救急搬送時間をいかに短縮できるか、一分一秒を争う傷病者方の命をどう守っていくかということが大変重要であると思います。

そこで、様々なデータを頂きました。ここ5年を振り返っても、搬送時間は短縮傾向にあります。かつて、平成27年には44.3分の全国44位でしたが、今、36位まで順位は上がっています。また、搬送件数が平成10年の約1.7倍に増加しています。搬送件数が増えていることに様々な要因はあろうかと思いますが、高齢者の人口が増えてきたということもあるかも分かりませんが、搬送件数が増えているけれども、搬送時間は短縮しているということは非常にすばらしい結果だと思います。

しかしながら、中には、救急車の適切な利用をされていない方もちらほらいらっしゃるということも聞いています。こういった中で、この救急搬送の時間をもっと減らしていかなければならないのですけれども、どのような課題を認識されているのか、また、今後どのような取組をされるのか、お尋ねしたいと思います。

**○大澤消防救急課長** 救急搬送時間については、大国委員お述べのように、平成27年ぐらいまでは増加の傾向にありました。これは奈良県だけではなく、全国的に同じような傾向であったということです。その後、搬送時間の全国平均はほぼ横ばい状態ですが、奈良県においては、平成27年の44.3分から令和元年には40.0分と、4.3分短縮し、改善が進んでいる状況です。

また、重症患者の病院への搬送に4回以上の照会を必要とした割合についても、平成27年には8.6%で全国最下位でしたが、令和元年には1.7%、全国23位と著しく改善しているところです。これについては、救急搬送ルールを基に傷病者の症状に合った適切な医療機関を選定するe-MATCHシステムの運用の成果であるほか、南奈良総合医療センター、奈良県総合医療センター等の医療機関やドクターヘリの整備であるとか、ER型救急医療体制の充実といったことが寄与していると考えています。

救急搬送時間の短縮については、各種の取組が必要であると考えていますが、その一つとして搬送困難事例を減らすことが重要と考えており、e-MATCHシステムのデータを活用して、搬送困難となり時間を要した事例の検証を随時行っているところです。今後も消防機関や医療機関と連携して搬送時間の短縮に取り組み、救急搬送の改善を図ってまいりたいと考えています。

**○大国委員** 頂いたデータで非常にびっくりしましたのが、平成27年から平成28年にかけて、病院の救急搬送の応需率が飛躍的に良くなっています。例えば、今お話がありま

した南奈良総合医療センターができたことによって、南和医療圏での応需率が平成27年には56.3%でしたが、平成28年には81.7%、また、令和2年4月から9月までのデータを見ても84.7%と、本当に素晴らしい成果だと思っています。

南奈良総合医療センターができた影響が、実は全医療圏にわたって出ているというのが非常にすごいと思ったのですけれども、それほどまでに、病院の再編、南和地域の医療を大きく見直すことによって、県内全域にそういういい効果が出ている状況であります。こういうことも、県民の皆さんによくご理解いただければと思っています。私はこのデータを見て、南和の医療は南和で守るということだけにとどまらず、南和の医療が県全体の医療を守っているということを、県民の皆さんにもぜひお知りおきいただきたいと思った次第です。

最後に、今のこのe-MATCHの関係ですけれども、通信データのいわゆる高度化、先進的な取組の一つとして5Gという通信手段があります。大容量で、またデータを短時間に送ることができるということで、既に愛知県の一宮市、群馬県前橋市等で5Gの救急搬送に対する実験が行われています。この5Gを使って、病院側に患者の状況等を瞬時に画像として送ることができる、今までとは違って、例えば患者の顔色まで鮮明に分かるということも報告がなされています。ドクターの意見としては、ふだん病院で見ているのと同じ状況が目の前に画像として現れるということでもあります。

今後は、そういったところにも目を向けていただき、この通信機器を病院も救急車も持っているわけですので、これを利用して、病院に着くまでもなく、担当の医師がどういう処置をしようかということの詳細に的確に分かるような実験が進められていますので、5Gに興味を向けていただいて、今後しっかりと取組していただきたいと思います。また機会があれば質問しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○小林（照）委員 私は2点質問します。

先ほどから南部・東部地域振興基本計画の内容をご報告いただきました。住み続けられる地域ということで、従来から掲げられている福祉・医療の充実に関してお尋ねしておきたいと思います。

かつて新聞報道で、コミュニティーナースが活躍されているということを読みました。一度お尋ねしたことがあるのですけれども、現在、このコミュニティーナースは、どの市町村に、それぞれ何人配置されているのでしょうか。南部・東部地域は3市4町12村なのですけれども、現状はどうなっているのでしょうか。

○米田南部東部振興課長 小林（照）委員お尋ねのコミュニティーナースの現在の配置状況ということですが、現在、市町村が採用し、配置しておられるのは、導入順に申しますと山添村、天川村、川上村、五條市、十津川村、大淀町の6市町村で各1名ずつの6名です。

○小林（照）委員 3市4町12村ある中で、6市町村になるのですか。このコミュニティーナースの配置について、基準とか考え方とか条件とかがあるのでしょうか。私は、どこでも必要だと思うのですけれども、この点はどのように思われるのでしょうか。

○米田南部東部振興課長 まず、基準というお話ですけれども、特にこうでなければならぬということでもありません。医療知識のある方に地域にお住まいいただいて、地域の方の健康を見守っていただくことをコミュニティーナース活動と捉まえ、19市町村に導入を呼びかけたところです。全てにコミュニティーナースがおられるなら非常に心強いことだと思っていますが、今、6市町村の導入ですので、実際のところ、現行の保健師とか、地域の医療とか保健の関係の方々が見守りもされているということで、コミュニティーナースという活動そのものを今のところ必要としていないという声もお聞きしています。ただ、1市町村に1人いれば十分ということでもありませんので、そういう見守りをどんな形であれやっていただけるような形に広がっていくというのは、我々の望みでもありますし、育成の事業等、いろいろ取り組ませていただいているところです。

○小林（照）委員 配置の基準とか、条件とかが、特にあるわけではないということですが、都市部もそうですけれども、高齢化が進んで、独り暮らしとか、高齢者2人だけとか、そういう方が非常に増えてきていると思うのです。そういう意味では、今、保健師さんとか、医療機関とか、介護の事業所とかが、ある程度存在している場合はそこでつないでいけるのですけれども、南部・東部地域は、そういう機関が少ないところだと思います。

それと、地域で訪問といいますか、そこに出かけていくという、そういうものが今後地域包括ケアの体制をと昨日の本会議の答弁で知事が言っておられたのですけれども、そういうことを考えた場合にも、このコミュニティーナースの存在は非常に重要になってくると思います。この計画の中でもぜひ促進していただきたいと思っています。

もう一つ、図書履歴について警察にお尋ねしたいと思います。

全国で、警察が図書館の貸出し履歴を手に入れることがあると新聞報道で知りました。警察は犯罪捜査において、このような個人情報を照会することがあるのでしょうか。

○中岡刑事部長 ただいま小林（照）委員から、捜査関係事項照会ということでお尋ねが

ありました。

全国では、ということでしたが、他府県警察の捜査についてはお答えできる立場にはありませんが、一般論として申し上げましたら、刑事訴訟法197条2項で、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されています。この規定に従い、個別事案の事実関係に即し、犯罪捜査に必要な範囲で公務所や公私の団体から個人情報の回答を求めることがあります。

○小林（照）委員 分かりました。要望にしておきますけれども、公共図書館共通の問題ですけれども、考え方としては、個人の趣味、思想が容易に判断できる個人情報を必要以上に持つべきではないという観点から、貸出しの履歴を残していないところが多くなっています。図書館により保管期間を設けている図書館もあるようですけれども、そういう状態です。

図書館は、図書館の自由に関する宣言の第3に、図書館は利用者の秘密を守るということで、読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とするとしています。

個人情報は大事なものです。しかも、図書館の貸出し履歴などは、個人の思想、信条に関するものであって、行き過ぎると人権弾圧につながると思いますので、令状に基づいた対応を原則にするなど、人権に配慮した捜査を強く要望しておきたいと思います。

○岩田委員長 ほかにありませんか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告ですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっています。日本共産党は反対討論されますか。

○小林（照）委員 反対討論します。

○岩田委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩田委員長 それでは、さようにさせていただきます。

これもちまして本日の委員会を終わります。